

令和８年度宿泊施設における「心のバリアフリー」対応力向上セミナー
企画・運營業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

１ 委託業務名

令和８年度宿泊施設における「心のバリアフリー」対応力向上セミナー企画・運營業務

２ 委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

３ 目的

埼玉県内及び近県の宿泊施設を対象に、障害者への「合理的配慮」や「心のバリアフリー」が普及・定着するよう、フロントや客室、風呂、宴会場などあらゆる場面での職員の対応をはじめ、障害者や介助者に配慮した備品の配置、調理方法や配膳の工夫などについてのセミナーを実施し、障害者に対する受入体制の底上げを図る。

４ 委託業務の概要

- (１) WEBセミナーの実施
- (２) アーカイブ配信の実施
- (３) セミナー受講者の募集及び広報

５ 委託業務の詳細

- (１) WEBセミナーの実施

ア セミナー内容

障害者への「合理的配慮」や「心のバリアフリー」の浸透を図り、宿泊施設における障害者の受入体制の底上げに資する内容とすること。

(ア) 教材

- a 宿泊施設における障害者への「合理的配慮」や「心のバリアフリー」について障害の特性に応じた多様な事例を提示し、受講者が理解を深めることができる内容とすること。
- b 埼玉県伊豆潮風館におけるバリアフリー設備、接客シーン等を写真や動画で紹介すること。

c カリキュラムについては委託者と協議しながら決定するものとする。

(イ) 講師

a 講師は、次に掲げる者を含むこと。

① 県が指定する施設（埼玉県伊豆潮風館）の職員

② その他、宿泊施設等における障害者への「合理的配慮」や「バリアフリー」について取り組んだ経験がある者。

b 講師のほか、研修の進行を務める者を別に置くこと。

イ 対象者

埼玉県内及び近県のホテル・旅館等の従業員

ウ セミナーの形式

オンライン形式（ライブ配信型）

エ 実施回数及び時間

実施回数は１回とし、時間は２時間程度とする。

オ 開催時期

開催時期は令和９年１月～２月を想定するが、正式な開催時期は受託者が決定後、県と協議の上決定するものとする。

カ 受講費

セミナーの受講費は無料とする。

キ 目標数

受講者数の目標は１００施設程度とする。なお、同一の宿泊施設からの複数名の受講も可能とするが、より多くの宿泊施設から受講してもらうことを目指すこと。

ク 運営・報告

講師の依頼や各種調整、当日の進行管理、関連資料の作成は受託者が行うこと。

その他、セミナー終了後のアンケートの実施・回収等の必要な業務を行うこと。なお、アンケート内容は県と協議の上決定するものとする。

(２) アーカイブ配信の実施

WEBセミナー終了後、アーカイブ配信を行うこと。なお、具体的な期間については県と協議の上決定するものとする。

アーカイブ配信についても、申込受付を行い、視聴URLの通知やアンケートの実施・回収等の必要な業務を行うこと。

(３) セミナー受講者の募集及び広報

受講者の申込受付及び情報発信のプラットフォームとして、特設ホームページを開設すること。

また、受講者を広く募るため、多角的な情報発信など効果的な広報を実施すること。

6 業務従事体制及びスケジュール

業務管理、講師との連絡調整などの業務従事体制とそれぞれの役割、各業務のスケジュールを明確にし、事前に県に報告すること。

なお、業務従事体制やスケジュール等を変更する場合には、事前に県の承認を得ること。

7 成果物に関する権利の帰属

(1) 受託者は、本業務に係る広報物等の成果物が第三者の所有権、著作権、肖像権等を侵害しないように留意すること。

(2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。

なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。

(3) 本件業務により作成された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りでない。受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

(4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

8 その他

(1) 契約金額には、本件履行に係る一切の費用を含むこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義のあるときは、県・受託者間で協議の上決定する。